

2 イラスト・写真・文章等についての権利（著作権）

2. 著作者とは？

著作者とは、「著作物を創作した者」です。著作者は、著作物を創作した時点で自動的にその著作物について発生する著作権を専有することになります。つまり、登録等の手続を行うことなく著作者に著作権が発生します。なお、著作物が複数の者によって創作された場合や、業務において創作された場合は、以下の考え方になります。

① 共同著作物の著作者

例えば、数人で絵画を描いた場合、それぞれの担当した部分が明確に区別できません。そのような複数の者が共同で作成した著作物を共同著作物といい、著作物を作成した者全員が著作者となり、その著作権を共有することになります。

また、デザイン事務所等に著作物の制作を依頼した際に、その制作過程で依頼者が関わる度合いによっては、依頼者と制作した者との共同著作物といえる場合がありますが、共同著作物になるかどうかは、それぞれの関与の実状に照らして判断することになります。一般的には、アイデアやニーズのみを示しただけでは共同著作物の著作者とはいえないと解釈されます。

② 法人著作（職務著作）

会社等の法人の従業員等が業務上作成した著作物について、著作権法は、以下の要件を全て満たした場合、創作者個人ではなく、その者が属している会社等が著作者であるとする制度を設けています。

- 法人の発意に基づき作成されていること
- 法人の業務に従事する者により作成されるものであること
- 法人の従業員の職務上作成されるものであること
- 法人の著作名義の下に公表するものであること（通常、コンピュータプログラムの場合には、公表せずに利用するものが多いため、この要件を満たす必要はない。
- 法人内部の契約、勤務規則等に、別段の定めがないこと